

添付資料 学校法人創価大学教育職員就業規則等（抜粋）

学校法人創価大学教育職員就業規則

(昭和 56 年 4 月 1 日 規則第 9 号)

改正 昭和 58 年 4 月 1 日 平成 12 年 2 月 5 日 平成 13 年 5 月 26 日
平成 14 年 4 月 1 日 平成 15 年 3 月 27 日 平成 17 年 4 月 1 日

第 7 章 定年

(定年)

第 27 条 特任教員を除く、教員の定年は満 65 歳とし、定年に達した者は、その学年度の末日を退職日とする。

2 特任教員の定年に関しては、学校法人創価大学特任教員規程による。

3 専任教員の選択定年制に関しては、学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程による。

附 則(平成 14 年 4 月 1 日)

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 27 条 1 項にかかわらず、平成 14 年 3 月末日以前に就任した教員(特任教員及びインストラクターを除く)の定年は 70 歳、昭和 56 年 3 月末日以前に就任した教員(特任教員及びインストラクターを除く)の定年は 73 歳とする。

3 定年に関する経過措置規程(昭和 56 年 4 月 1 日施行規程第 81 号)は廃止する

学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程

(平成 11 年 4 月 1 日 規程第 216 号)

(定年年齢の選択)

第 2 条 満 70 歳を定年年齢とする専任教員は、65 歳から 69 歳までのいずれかの年齢を定年年齢として、自ら選択し退職することができる。

2 満 73 歳を定年年齢とする専任教員は、65 歳から 72 歳までのいずれかの年齢を定年年齢として、自ら選択し退職することができる。

学校法人創価大学非常勤講師就業規則

(平成 18 年 4 月 1 日 規則第 20 号)

(非常勤講師の任用)

第3条 非常勤講師の任用については、創価大学学部教授会、共通科目運営委員会、研究科委員会、通信教育部運営委員会、別科運営委員会、または創価女子短期大学教授会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

- 2 非常勤講師として任用できる年齢は、75歳までとする。ただし、本学専任教員退職後に非常勤講師として任用する際は、80歳までとする。